

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第六十七号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。）」を削り、「第二百二十九条の二第二項」を「第二百二十九条第二項」に改め、「確かめられたもの」の下に「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）」を加える。

第二十八条中「（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。）で」を「のうち」に、「第二百二十九条の二の二第二項」を「第二百二十九条の二第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「確かめられたもの」の下に「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）」を加える。

### 附 則

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。